

## 指定障害児相談支援事業者の指定取消処分について

指定障害児相談支援事業者である「株式会社フィオレット」が運営する「支援相談ブロッサム」について、児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、監査を実施してまいりました。

その結果、当該事業所において不正の事実を確認したことから、法第 24 条の 36 に基づき、事業者に対し、令和 8 年 6 月 25 日付けで指定取消処分を行いましたので、御報告します。

### 1 処分の対象

#### (1) 事業者

ア 名 称 株式会社フィオレット（代表取締役 滋井 彬浩）  
イ 所 在 地 京都市中京区丸太町通新町西入大炊町 185 番地 2

#### (2) 事業所

ア 名 称 支援相談ブロッサム（管理者 ）  
イ 所 在 地 京都市西京区嵐山上海道町 66 番地 10 フェリーチェ嵐山 2 階  
ウ サービスの種類 障害児相談支援（障害者総合支援法に基づく計画相談支援を併設）  
エ 指 定 日 平成 30 年 11 月 1 日

#### 【障害児相談支援】

障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児やその保護者の意向等を勘案し、障害児支援利用計画の作成やその実施状況の把握（モニタリング）、関係者との連絡調整、相談対応、情報提供等を行う事業

### 2 監査の実施結果

#### (1) 監査に至る経過

当該事業所が運営する計画相談支援（障害者に係るサービス）に関し、相談支援専門員の資格のない者がモニタリングを実施していること等について通報があり、令和 8 年 4 月 10 日、保健福祉局が当該事業所に対する監査を実施した結果、障害児相談支援についても同様の不正の疑いが認められた。

#### (2) 監査の実施

保健福祉局の監査結果を踏まえ、子ども若者はぐくみ局においても、令和 8 年 4 月 27 日、当該事業所に対して法に基づく監査を実施し、以降、関係書類の検査及び関係者からのヒアリング等を行った結果、(3)に記載の事実を確認した。

### (3) 監査で確認した事実

#### ア 不正請求（法第24条の36第5号）

運営基準に反して、相談支援専門員の資格を有しない者（2名）に、相談支援専門員が行うべき業務を行わせ、障害児相談支援給付費を不正に請求し、受領した。（1名につき令和4年2月28日から令和8年3月13日まで73回分、ほか1名につき令和6年4月18日から令和6年12月23日まで28回分）

#### イ 不正又は著しく不当な行為（法第24条の36第10号）

相談支援専門員を追加する旨の変更届出書を令和8年2月3日付けで本市に提出した際、代表者が不正に作成した実務経験証明書を添付し、虚偽に基づく届出を行った。これにより、資格を有しない者による業務を提供した。

### 3 行政処分の実施

#### (1) 処分内容

指定取消（令和8年7月1日効力発生）

#### (2) 処分理由

不正請求及び不正又は著しく不当な行為

#### (3) 経済上の措置

法第57条の2第2項に基づき、本市に不正に請求していた障害児相談支援給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求している。

なお、事業者が破産手続開始の申し立てを行ったことから、令和8年5月29日付けで、法第57条の2第2項に基づき、返還及び加算額の支払いを求める通知を行っている。

|         |              |
|---------|--------------|
| 請求額     | 3, 139, 087円 |
| (不正請求額) | 2, 242, 205円 |
| (加算額)   | 896, 882円    |

### 4 利用者への対応

事業者において、利用者（66名）の他事業所等への移行調整が行われ、完了している。

### 5 全市的な取組

#### (1) 事業者に対する周知

本市所管の全障害児サービス事業者に対し、本事案の概要について周知し、適正な事業の運営について注意喚起を行った。

#### (2) 未然防止・再発防止の取組

集団指導等、あらゆる機会を活用し、不正行為の防止について、周知徹底を図るとともに、障害児相談支援事業所に対する指導監督を強化する。